

武雄市緊急つなぎ給付金

に関するお知らせ

武雄市では、国の「持続化給付金」支給までの「つなぎ資金」として、市独自の給付金を迅速に支給します。

支給対象

- ◇武雄市内にある事業所（資本金10億円以下の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者）
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1～4月の売上が前年（または前々年）同月比で50%以上減少している者

給付額

前年（前々年）の総売上（事業収入）－
前年（前々年）同月比で50%以上減少している月の売上×12カ月

※法人は30万円（市内に本社がある場合は30万円、市外に本社があり市内に営業所・支店がある場合は15万円）、個人事業者は15万円を上限とします。

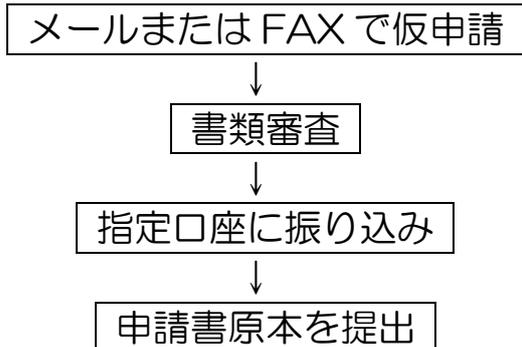
※新規創業等で前年との比較が出来ない場合は別途ご相談ください。

提出書類

- ①給付金交付申請書（様式1）
- ②月別売上表（様式2）
- ③給付金請求書（様式3）
- ④誓約書（様式4）

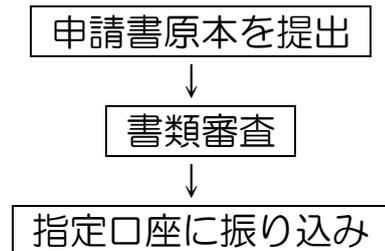
給付までの流れ

【申請書をメール・FAXで提出する場合】



※仮申請後2週間以内に申請書原本を郵送または直接窓口へ提出してください。
※提出がない場合は、給付金を返還していただく場合がございます。

【申請書を窓口へ提出する場合】



提出期間

令和2年4月22日(水) ～ 令和2年5月29日(金)

受付時間：9時～17時

申請受付窓口

(主な受付窓口)

- ◇武雄市地域雇用創造協議会（事務局 武雄市商工観光課）
電話：0954-23-9237 FAX：0954-23-9113
e-mail：tsunagu@city.takeo.lg.jp

(受付可能な機関 **※平日のみ**)

- ◇武雄商工会議所
電話：0954-23-3161、FAX：0954-23-3160
- ◇武雄市商工会（北方事務所）
電話：0954-36-2111、FAX：0954-36-3417
- ◇武雄市商工会（山内事務所）
電話：0954-45-2505、FAX：0954-45-2443

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則メール・FAXでの申請をお願いいたします。土、日、祝祭日はメール・FAXでの受信のみとなります。

※FAX申請の場合、エラー等が発生し受信できない場合がございますので、早急に申請書原本をご提出ください。

注意事項

- ◇提出いただいた書類は返却いたしません。
- ◇書類や申請内容を精査し疑義が生じた場合、給付金を交付できない場合がございます。
- ◇給付決定のために、市が所有する個人情報を確認させていただく場合がございます。

問合せ先

武雄市地域雇用創造協議会（事務局：武雄市商工観光課）

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市役所3階

TEL：0954-23-9237 FAX：0954-23-9113